

成年後見制度における 市町村長申立に関する 実務者協議に係る意見等

-成年後見申立ての際の親族調査の在り方について-

一般社団法人 日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構
代表理事 内布智之

一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構の概要

1. 設立年月日 平成27年4月1日、一般社団法人取得（平成21年度より任意の団体として活動は開始済み）
2. 活動目的及び主な活動内容

【目的】

当法人は、精神障がい者の日常生活や社会生活の総合的な支援のため、同じ経験をもつ仲間としてサポートを行う「ピアサポート専門員」の普及、養成を行い、各種専門職と協働して精神障がい者の福祉の発展及び国民の精神保健の向上に貢献することを目的としている。

【主な活動内容】

- 精神障がい及びピアサポートに関する正しい知識及び情報の普及、啓発活動
 - ピアサポート専門員の養成事業、ピアサポート専門員養成者の育成事業、ピアサポート専門員に関する認定、検定事業、専門員及び講師の派遣
 - 関連団体及び自治体等との情報交換、提携事業、各種研修、講演、セミナー、勉強会等の企画、開催、運営など
3. ピアサポート専門員認定証発行者数：153名（2020年10月時点）
 4. 法人代表： 代表理事 内布智之（内閣府障害者政策委員会専門委員）

※その他に、「成年後見制度利用促進専門家会議」委員、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」及び「精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ」等の構成員として理事数名が参画している。

成年後見制度における市町村長申立に関する 実務者協議に係る意見等（概要・総論）

民法の一部を改正して平成12年4月からスタートした成年後見制度ではあるが、20年以上経過した現在でも精神障害者への周知は進まず、「誰のための制度なのか」という根本が曖昧である。これは私たちピアサポート専門員が医療や福祉を始めとした各領域での実践の中で得る各サービスユーザーの意見として、また自身も当事者であるピアサポート専門員としての実感である。

今回の視点の中で、「何ををもって緊急時とするのか」という想定をした時、それは「私たち（当事者）の意に反することは、すべからず権利侵害の要素を含む」と考えることが重要である。それは障害者権利条約の理念に照らし合わせても言えることであり、連続した時間を生きる一人の人間として尊重される対応を望みたい。緊急時に本人の同意がどうしても確認できない場合もあり得るが、例えば「任意後見」を精神科救急でも活用されるクライシスプランに位置付けられるものと置き換えた場合、専門職に限らず、本人の周囲の人たちと本人が予め契約内容を明確にできる。「本人のための制度である」ためには、社会的な道徳や専門職の倫理だけに頼らず、より柔軟な運用ができる制度であってほしいということが当団体の意見である。

成年後見制度における市町村長申立に関する 実務者協議に係る意見等（概要・各論）

【視点②】 地方自治体の市町村申立部局に求めることについて

課題 1：利用する可能性のある方々自身への制度じたいの周知が依然として進んでいない。本人にとって分かりやすい、また安心できる制度として理解できる周知をしてほしい。

課題 2：既に転換期は訪れているが、本人へのアドボケート及び意思の形成、意思の表明、意思の実現という場面でピアサポートの活用が重要である。

課題 3：上記2点の課題へ取り組む際に「本人の安心感」の肩代わりをピアサポーターのみに担わせることはしない。多職種及び本人を含めた周囲との連携によってはじめてエンパワメントされ得る。

成年後見制度における市町村長申立に関する 実務者協議に係る意見等（概要・各論）

【視点③】利用者やその家族の視点から見て、虐待事案等において親族への申立の意向調査が省略されることについてどのように感じるか。

課題 1：親族調査を省略した場合に本人と親族に明確な関係悪化が起きなかったとしても、それは本人の環境への過剰な適応やセルフスティグマによるものが原因（つまり、本人が我慢する、意見表明しないことで問題が見えてこない）とも考えられる点に留意してほしい。

課題 2：「虐待事案その他の緊急事案」の「その他」を明確にするべき。生活の背景にある「本人の思い＝意思」は人それぞれであり、それは本人の価値観、選好によって醸成されていく。そのため、親族への意向調査を省略するには、本人の同意が必要と考える。

課題 3：課題 2 を踏まえて、虐待の恐れがあったとしても、丁寧な「意思の形成」→「意思の表明」→「意思の実現」という意思決定支援が必要。その為には制度運用を連続した時間を生きる一人の人間として尊重する、「リカバリー」の概念から捉え直すことが重要である。

成年後見制度における市町村長申立に関する 実務者協議に係る意見等（詳細・各論）

【視点②】 地方自治体の市町村申立部局に求めることについて

当法人内でも「そもそも制度が分からない」、「言葉が分かりにくい」、「仲間(ピア)に説明しにくい」といった意見があり、従来から指摘されている周知の拡充は課題であると考え、「誰のための制度か」を今一度考え直してほしい。

平成24年度の厚生労働省総合福祉推進事業(課題34)「精神障害者のアドボケイトを担う人材及び精神障害者における成年後見制度の在り方について」でも報告されているが、諸外国では既にピアスペシャリストやピアアドボケーターが制度化されており、わが国でもピアサポートの活用を拡充すべき時期にある。審問の前に数回は本人への説明を求めたい(特に親族の意向調査を省略する場合)が、ただし、その際にはピアサポーターにのみ「本人の安心感」を担保させるのではなく、本人も含めた多職種によるエンパワメントが重要である。たとえ医学的及び社会通念上の判断能力が衰えたとしても、連続した時間を生きる一人の人間として尊重してほしいというのが当事者の気持ちである。

繰り返しにはなるが、成年後見制度の必要性が生じたときに私たち当事者が生まれるわけではなく、私たちは母の胎内から生まれた(もしくはそれ以前から)尊厳ある存在であり、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」という障害者権利条約の理念を今一度、立法者や行政(制度運営者)に考え直してほしい。

成年後見制度における市町村長申立に関する 実務者協議に係る意見等（詳細・各論）

【視点③】 利用者やその家族の視点から見て、虐待事案等において親族への申立の意向調査が省略されることについてどのように感じるか

当法人内でも「（虐待時には）省略したほうが良い」、「緊急時だからこそ親族との関係を大切にしたい（省略しないほうが良い）」という**様々な意見がある**。その背景には精神障害への無理解や偏見を経験してきた当事者一人ひとりからの言葉であることを理解して頂き、制度の柔軟な運用を求めたい。虐待があったとしても「そのことを本人がどう理解しているか」を確認することもなく、周囲の人間だけで決めてしまうのではなく、**出来得る限りの本人への同意を得るようにしてほしい**。そのためには虐待（の恐れ）とは別に「**その他緊急時**」という表記を明確に定義するか削除してほしい。成年後見制度の理念を考えた時、「本人の保護」と「本人の意思の尊重」の調和が求められる。しかし、「本人の意思の尊重」については本人情報シート（生活上の課題を鑑定医に伝える目的）や本人への審問だけでは十分とは考えない方が良くはないか。「生活上の課題」や「既存の専門職の立場だけでは見えないニーズ」を知る意味でピアサポーターの活用の可能性も、今後の在り方検討のなかで必要ではないかと思う。

【リカバリーの定義】

参考資料：

『精神障がい者ピアサポート専門員養成委の為のテキストガイド（第3版）』
（一般社団法人障がい者福祉支援人材育成研究会）より引用（一部修正）

同じように診断された二人でも、それぞれの病気に関する経験は恐らく全く違うはずで、内科系の疾患であっても精神科の疾患であっても同様です。そして、その回復（リカバリー）についても異なるでしょう。回復過程（リカバリー）はたとえ同じ診断を受けていてもそれぞれに異なります。すなわち、しいて言えば「リカバリーは一人一人が異なる唯一無二のもの」となるのです。なぜなら、一人ひとりには自分自身の価値観、態度、理解や人生経験を持っているからです。またリカバリーにおいて支援の内容や、周囲の影響の大小は、一人ひとり異なるからです。この唯一性（それぞれ異なる）は、精神保健福祉の専門家として働くすべての人が認識していなければならないことです。ピアとつく言葉は、巷（ちまた）にあふれるようになりましたね。詳しい言葉の定義は、次の表で説明しますが、精神疾患を経験したピアであるという大くくりは一緒です。リカバリーについて、ここに二つの見解を挙げます。

『個人の姿勢、価値観、感情、目的、技量、役割などの変化の（個人的な）過程である。疾患によりもたらされた制限を備えていても、満足感のある、希望に満ちた、人の役に立つ人生を生きることである。精神疾患の大きな影響を乗り越えて成長し、人生に新しい意味や目的を見出すことでもある』（アンソニー）

『リカバリーに普遍的な定義はなく「個人的なもの」「自分らしく生きること」「選択することができる」「役割」「つながり」「治療の成果ではない」とし、「我々の生化学的な部分を変えるのではなく、生活・人生を変えること』（パトリシア・ディーガン）

参考資料：

『精神障がい者ピアサポート専門員養成委の為のテキストガイド（第3版）』
（一般社団法人障がい者福祉支援人材育成研究会）より引用（一部修正）

【リカバリーへの援助：9つのガイドライン】

- ① 誰でも有能な人である：学び・変化・人生の選択ができる人。
- ② 診断名によるレッテル・予測を立てない：感じ方、経験、希望に焦点をあてる。
- ③ 必要に応じ、課題を小さなステップに分けて示す。
- ④ アイデアやアドバイスを与えすぎない。個々の違い（ニーズや好み）を受け入れる。
- ⑤ 支援計画づくりや修正は、協働作業。
- ⑥ その人の強さ・小さな前進を認める。
- ⑦ 当事者の話に耳を傾ける。
- ⑧ こちらが良いと思うことが、必ずしも当事者にも同じとは限らない。
- ⑨ ピアサポートを奨励し、その活動を支える。